

令和 6 年度

# いじめ防止基本方針

青森県立大湊高等学校

いじめ防止対策委員会

# 学校いじめ防止基本方針

青森県立大湊高等学校

## 1 学校いじめ防止基本方針

本校は総合学科の基本理念を踏まえ、地域社会の要請や生徒の実態に基づき、「真理と正義」・「自主と責任」・「敬愛と協同」の校訓を体得させることを旨とし、心身ともに健全で、いじめの無い、明るく楽しい環境作りを心がけている。

特にいじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶものなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。そこで、生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるようないじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」(いじめ防止全体計画)を定める。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

- ・早期発見・早期対応が最重要
- ・いじめられている生徒の立場に立った指導・助言
- ・「いじめは絶対に許されない」・「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒が感じた被害に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### (3) いじめの構造と動機

#### ア いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」・「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。

#### イ いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする。）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする。）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする。）

- ・嫌悪感（感覺的に相手を遠ざけたい。）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい。）
- ・欲求不満（いろいろを晴らしたい。）

#### (4) いじめの態様

##### ア 心理的な攻撃

- ・冷やかし、からかい、悪口
- ・仲間はずれや集団による無視
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせる
- ・陰口、命令、脅し、性的辱め、暴力、使い走り
- ・SNS 等での誹謗・中傷、噂や写真の拡散

##### イ 物理的な攻撃

- ・故意にぶつかる、叩く、蹴る等の身体的攻撃
- ・相手の所有物または管理下にある物品を破損する（落書き等も含む）、隠す、盗む、捨てる等の行為
- ・金品をたかる

### 3 校内体制について

#### (1) 日常の指導体制

いじめの未然防止・早期発見のための日常の指導体制を別紙1のとおりとする。

#### (2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合の解決に向けた組織的な取組を別紙2のとおりとする。

### 4 いじめの未然防止について

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては、教育活動全体を通じて自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

#### (1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団作り
- ・コミュニケーション能力を育み、自身を持たせ、一人一人に配慮した授業作り
- ・わかりやすい授業の工夫
- ・ホームルーム活動や生徒会活動などの活用

#### (2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係作りの活動
- ・ボランティア活動の充実
- ・学校行事や部活動等において生徒の「居場所」作り

#### (3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的な実施

(4) 人間教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」における情報モラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

(7) アンケート調査

- ・「学校生活振り返りアンケート」(いじめ調査アンケート)実施(定期)
- ・「アセス」(学校適応感尺度)の実施

5 いじめの早期発見について

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、生徒の発するサインを見逃さずに拾い上げ、直ちに対応する必要がある。

(1) いじめの発見

いじめ行為の現場を確認した場合は、すぐにその行為を止めさせるとともに、いじめを受けていた生徒や通報した生徒の安全を確保する。その後直ちに「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン 別紙3参照

(3) 教室・家庭でのサイン 別紙4参照

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・面談の定期的実施

(5) 定期的な調査の実施

- ・「学校生活振り返りアンケート」(いじめ調査アンケート)の実施  
(5月、7月、8月、10月、2月)
- ・「アセス」(学校適応感尺度)の実施(5月、10月、2月)

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・週1回行われる教育相談委員会での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握と生徒理解研修での望ましい対応の共有

- ・進級時の引き継ぎ

## 6 解決に向けた対応について

- ・いじめの解消の判断については、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### (1) 生徒への対応

#### ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について共に考える。
- ・活動の場等を設定し認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

#### イ いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒への内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

#### ウ いじめ事案に係る聴取結果整理表について

いじめ事案が発生し事実確認をした際、明らかにすべき事項については、関係者から聞き取った情報をもとに、以下のように表を作成するなど聴取内容をまとめる。こうした聴取結果整理表から、組織としてどのように判断したかを調査結果（教育委員会の定める様式等）に記載する。

### ■聴取結果の整理の例

	対象者	生徒 ○○ ○○	生徒 ○○ ○○	生徒 ○○ ○○
	聴取日	令和○年○月○日	令和○年○月○日	令和○年○月○日
	聴取時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :
	対応者	教員 ○○ ○○	教員 ○○ ○○	教員 ○○ ○○
	場 所	○○室	○○室	○○室
事項 1	確認内容 1	聴取結果	聴取結果	聴取結果
事項 2	確認内容 2	聴取結果	聴取結果	聴取結果

### (2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけで無く、おもしろがって見たり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしたたりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係作りに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団作りに努める。

### (3) 保護者への対応

#### ア いじめられている生徒の保護者に対して

保護者が学校へ思いを伝えようと行動を起こすまでには、様々な葛藤や迷いがあったことを十分考慮し、相談があった場合は、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。また、保護者によっては一方的な主張で感情的に伝えてくる場合もあるなど、内容には事実誤認が含まれている場合もあることから以下の内容を中心に、慎重に対応する。

- ・保護者の話をさえぎらず、心情の理解に努めながらじっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
- ・保護者の持っている情報を確認する。
- ・解決したい事項の確認をする。
- ・回答期日の見通しを伝える。
- ・言葉遣い、表情、態度に十分留意する。
- ・断定的な言い方や推測で話さない。
- ・協力への御礼を述べる。

イ いじめている生徒の保護者に対して事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わらるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

ウ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

#### (4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

ア 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導・保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

イ 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療・指導・助言

### 7 ネットいじめに対する対応の方策

#### (1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

イ 情報教育の充実

「教科情報」における情報モラル教育の充実

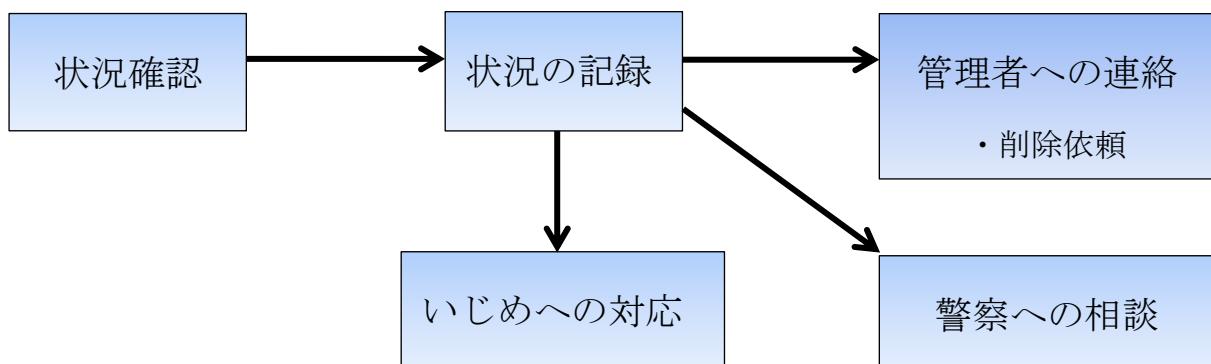
ウ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめの対処

ア ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合。
- ・精神性の疾患を発症した場合。
- ・身体に重大な障害を負った場合。
- ・高額の金品を奪い取られた場合。

イ 生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合。
- ・連続した欠席の場合は状況により判断する。

※生徒や保護者からいじめられたことで重大事態に至ったという申立てがあったときも含む

## (2) 重大事態時の報告・調査協力

- ・学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会（学校教育課）に報告する。
- ・県教育委員会が学校を調査主体とした場合、重大事態調査委員会を組織する。
- ・県教育委員会が調査主体となる場合、設置された重大事態調査のための組織に協力する。

## 9 評価

### (1) いじめ防止対策が適切に行われたかを確認する。

生徒、保護者へのアンケートや教職員の取り組み評価の結果をもとに「いじめ防止対策委員会」で状況を分析し、それを職員会議で報告し共通理解を図る。また、学校運営協議会やPTA総会などで取り組みの結果を報告し意見を求め、次年度の取り組みの改善に生かす。

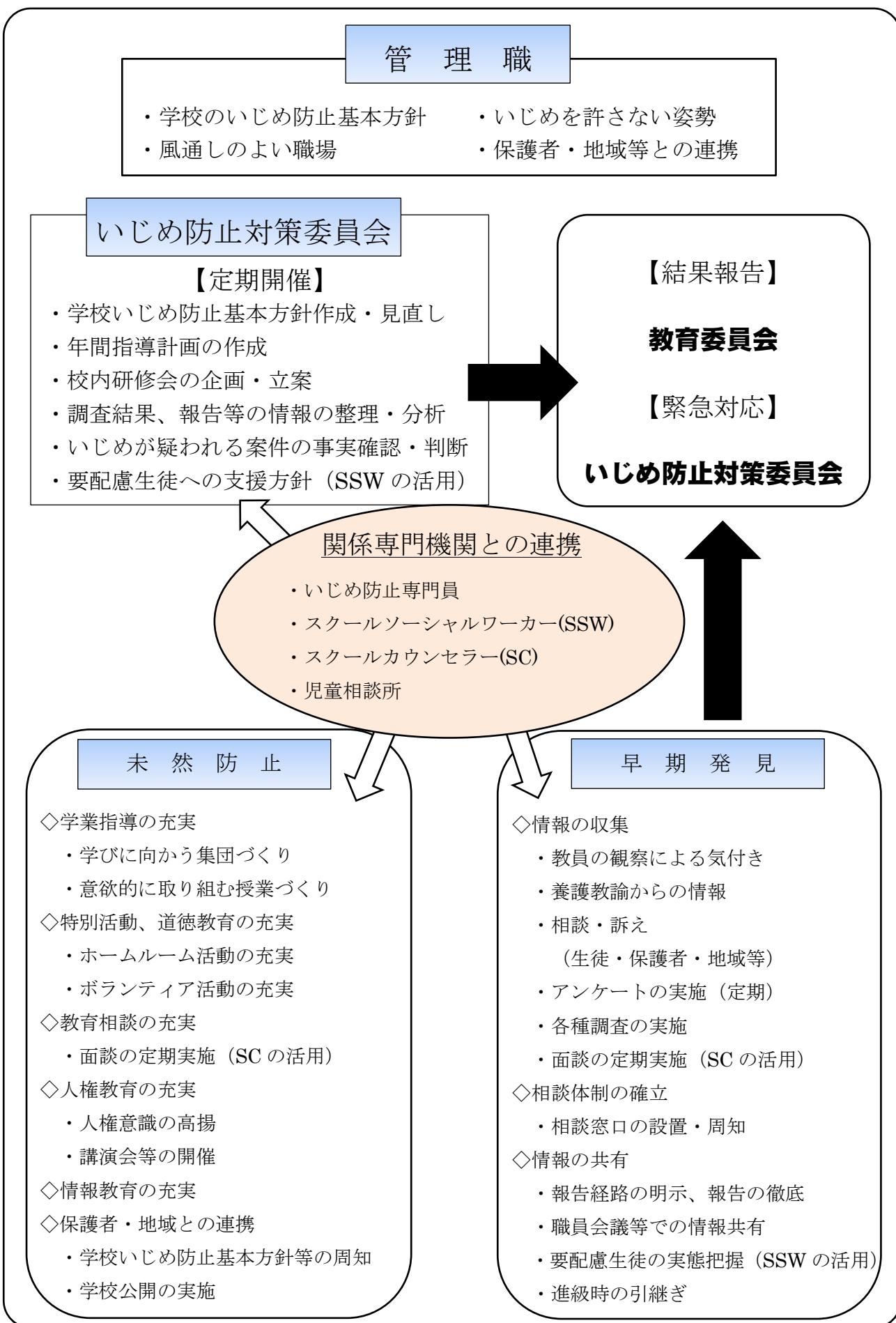
- ・学校いじめ防止基本方針の内容やいじめ防止の対策組織の存在が周知されている。
- ・教育相談の設置や相談体制が整備されている。
- ・年間を通して、いじめ防止の取組が実施されている。

### (2) いじめの要素があるかを確認する。

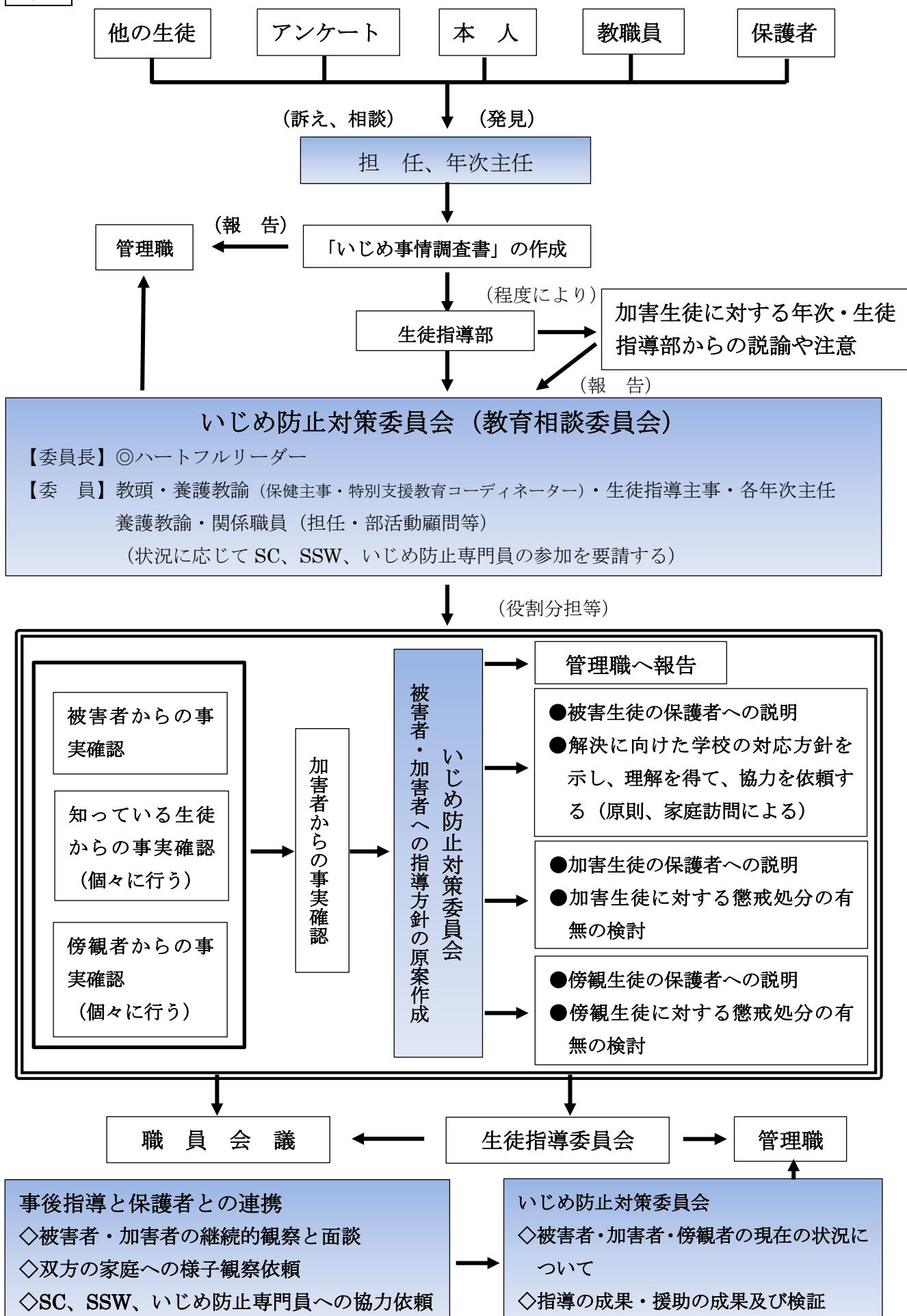
年5回の学校生活振り返りアンケートによりいじめの有無の確認や、年3回のアセスにより、ホームルームにおける適応度の確認を行い、今後の取り組みに生かす。

## 10 その他

この「学校いじめ基本方針」は「いじめ防止対策委員会」によって適宜見直しを行い、学校や生徒の実情に合わせ、修正等を加えるものとする。



別紙2



**別紙3****1 いじめられている生徒のサイン**

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で、多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の S H R	<ul style="list-style-type: none"><li>・遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。</li><li>・教員と視線が合わず、うつむいている。</li><li>・体調不良を訴える。</li><li>・提出物を忘れる、期限に遅れる。</li><li>・担任が教室に入室後、遅れて入室てくる。</li></ul>
授業中	<ul style="list-style-type: none"><li>・保健室・トイレに行くようになる。</li><li>・教材等の忘れ物が目立つ。</li><li>・机周りが散乱している。</li><li>・教科書・ノートに汚れがある。</li><li>・突然個人名が出される。</li><li>・意欲を無くし、集中力にも欠けることが多くなる。</li><li>・周囲の友人に異常なほどの気遣いをする。</li><li>・嫌なあだ名を付けられ、しつこく言われたり、落書きされたりする。</li><li>・発言すると野次や冷やかしの声があがるので、やがて発言しなくなる。</li><li>・教師が褒めると、周りがあざけり笑ったり、しらけたりする。</li><li>・何か出来事が起きると、いつも特定の生徒のせいにさせられる。</li><li>・これまで仲の良かったグループから外れるようになる。</li><li>・座席替えなどでその生徒の隣に座るのを嫌がる生徒が多くなる。</li><li>・グループ替えなどで最後まで所属するところが決まらないことがある。</li><li>・机にいたずらされたり、持ち物などが隠されたりする。</li><li>・嫌がらせの手紙や紙切れがあつたりする。</li><li>・本人の持ち物が壊されたり、無くなったりする。</li><li>・一人で何かをしているか、ぼつんとたたずんでいる。</li><li>・遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりする。</li></ul>
休み時間等	<ul style="list-style-type: none"><li>・用の無い場所にいることが多い。</li><li>・ふざけ合っているが表情がさえない。</li><li>・衣服が汚れていたりしている。</li><li>・一人で清掃している。</li></ul>
放課後等	<ul style="list-style-type: none"><li>・慌てて下校する。または、用も無いのに学校に残っている。</li><li>・持ち物が無くなる、持ち物にいたずらされる。</li><li>・一人で部活動の準備、片付けをしている。</li></ul>

## 2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気がついたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

### サイン

- ・教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている。
- ・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- ・教員が近づくと、不自然に分散したりする。
- ・自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる。

## 3 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やす、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど。サインを見逃さないようにする。

### サイン

- ・嫌なあだ名が聞こえてくる。
- ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- ・何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- ・筆記用具等の貸し借りが多い。
- ・壁等にいたずら、落書きがある。
- ・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

## 4 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

### サイン

- ・学校や友人のことを話さなくなる。
- ・友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
- ・朝、起きてこなかつたり、学校に行きたくないと言つたりする。
- ・電話に出たがらなかつたり、友人からの誘いを断つたりする。
- ・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- ・不審な電話やメールがあつたりする。
- ・遊ぶ友達が急に変わる。
- ・部屋に閉じこもつたり、家から出なかつたりする。
- ・遅刻、早退することが多くなる。
- ・転校したい、生まれ変わりたい、等と漏らすようになる。
- ・口数が少なくなり、学校の事や友達のことを話さなくなる。
- ・人におびえるようになる。
- ・メモや日記などに悩みが書き込んであつたりする。

- ・身体の持ち物の外からは見えない部分に落書きがされている。
  - ・いらいらしたり、おどおどして落ち着きがなくなったりする。
  - ・家族に対してかたくなになってくる。
  - ・弟や妹、ペットなどをいじめるようになる。
  - ・親が出ると何も言わずに切れてしまうような不審な電話がたびたびかかる。
  - ・不良じみた友人が訪ねてくることがある。
  - ・携帯電話に友人からの呼び出しメールが頻繁に入る。
- 
- ・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
  - ・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
  - ・登校時刻になると体調不良を訴える。
  - ・食欲不振・不眠を訴える。
- 
- ・学習時間が減る。
  - ・成績が下がる。
- 
- ・持ち物が無くなったり、壊されたり、落書きされたりする。
  - ・自転車がよくパンクする。
  - ・家庭の品物、金銭が無くなる。
  - ・大きな額の金銭を欲しがる。

年間計画

時期	実施内容等	場面	対象	主管
4月	・基本方針の確認 ・生徒、保護者への説明 ・面談週間	職員会議 入学式・ホームページ ホームルーム活動	教職員 生徒・保護者 生徒	教頭 教頭・生徒指導部 生徒指導部
5月	・第1回学校生活振り返りアンケート 第1回アセス ・アンケート結果を踏まえた会議 (いじめ防止対策委員会会議) ・生徒の情報共有	ホームルーム活動 いじめ防止対策委員会 教育相談委員会	生徒 教職員 教職員	生徒指導部 ハートフルリーダー ハートフルリーダー
6月	・生徒の情報共有 ・学校運営協議会会議 ・第1回生徒理解研修	教育相談委員会 学校運営協議会 教員研修	教職員 学校運営協議会委員 教職員	教頭 校長 ハートフルリーダー
7月	・第2回学校生活振り返りアンケート ・アンケート結果を踏まえた会議 (いじめ防止対策委員会会議) ・生徒の情報共有	ホームルーム活動 いじめ防止対策委員会 教育相談委員会	生徒 教職員 教職員	生徒指導部 ハートフルリーダー ハートフルリーダー
8月	・生徒の情報共有 ・第3回学校生活振り返りアンケート	教育相談委員会 ホームルーム活動	教職員 生徒	教頭 生徒指導部
9月	・アンケート結果を踏まえた会議 (いじめ防止対策委員会会議) ・いじめに関する校内研修 ・生徒の情報共有	いじめ防止対策委員会 生徒指導部 教育相談委員会	教職員 教職員 教職員	ハートフルリーダー 生徒指導部 ハートフルリーダー
10月	・生徒の情報共有 ・第4回学校生活振り返りアンケート 第2回アセス	教育相談委員会 ホームルーム活動	教職員 生徒	ハートフルリーダー 生徒指導部
11月	・生徒の情報共有	教育相談委員会	教職員	ハートフルリーダー
12月	・アンケート結果を踏まえた会議 (いじめ防止対策委員会会議) ・生徒の情報共有 ・第2回生徒理解研修	いじめ防止対策委員会 教育相談委員会 教員研修	教職員 教職員 教職員	ハートフルリーダー ハートフルリーダー ハートフルリーダー
1月	・学校評価 ・生徒の情報共有	職員会議・生徒・保護者 教育相談委員会	教職員・生徒・保護者 教職員	教頭 ハートフルリーダー
2月	・第5回学校生活振り返りアンケート 第3回アセス ・アンケート結果を踏まえた会議 (いじめ防止対策委員会会議) ・いじめ防止基本方針の見直し ・学校運営協議会会議	ホームルーム活動 いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策委員会 学校運営協議会	生徒 教職員 教職員 学校運営協議会委員	生徒指導部 ハートフルリーダー 教頭 校長
3月	・生徒の情報共有	教育相談委員会	教職員	ハートフルリーダー

令和6年12月10日 改訂